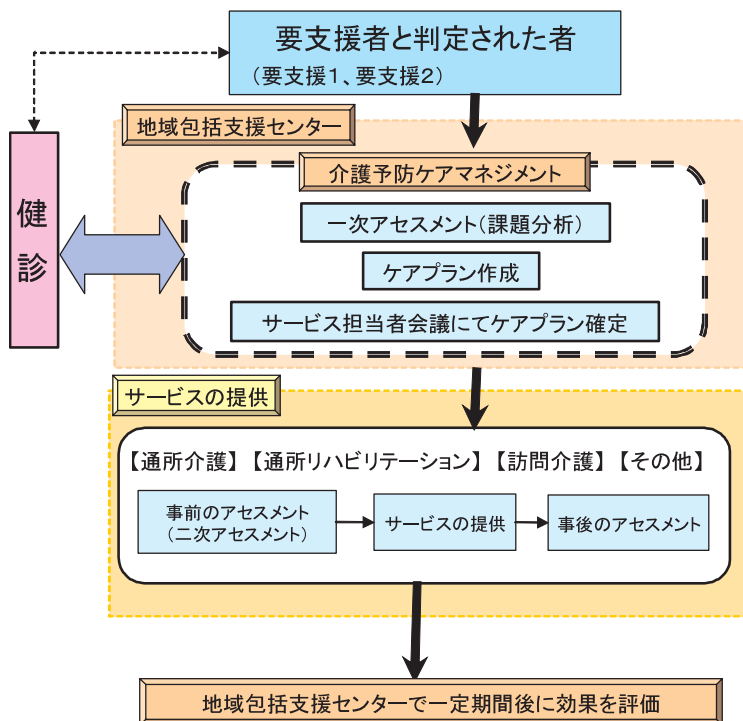


3 要支援者に対する予防サービスの提供（新予防給付）

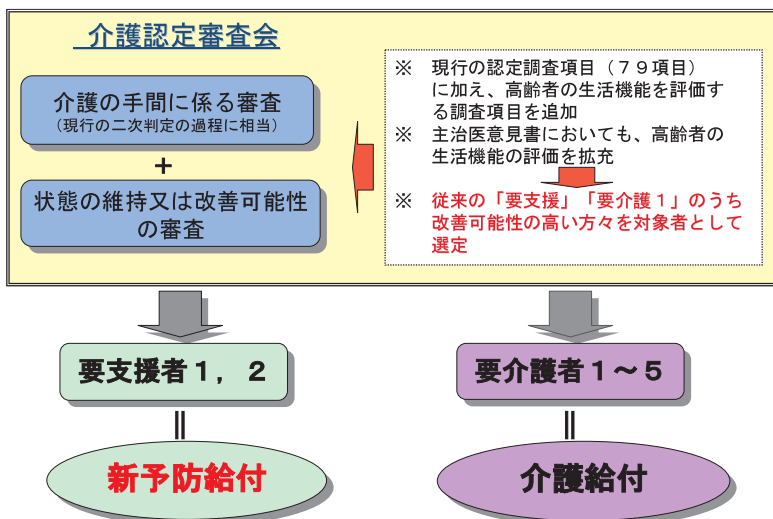
軽度の要介護者に対するサービス内容や提供方法を見直し、要介護状態の悪化を防止し、維持・向上を図るため、要支援者（現行の要支援者及び要介護1の一部）を対象とした「新予防給付」が創設されることに伴い、その円滑な導入や新予防給付サービスを提供する事業者への制度導入当初における支援などを通じて質の向上を図ります。

<新予防給付の流れ>



資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成

<新予防給付対象者選定のイメージ>



資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成

＜新予防給付の事業量の見込み（平成18年度～平成20年度）＞

サービス種類ごとの見込み量は、要介護認定者数の見込み、介護予防施策の効果等に基づき推計しています。

介護予防サービス（在宅）量の見込み

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防支援（人）	70,544	82,885	86,304
介護予防訪問介護（回/年）	5,996,160	7,441,225	8,038,293
介護予防訪問入浴介護（回/年）	8,462	11,041	12,146
介護予防訪問看護（回/年）	163,816	211,090	233,235
介護予防訪問リハビリテーション（回/年）	8,614	12,593	14,444
介護予防通所介護（回/年）	1,384,284	1,828,182	2,029,794
介護予防通所リハビリテーション（回/年）	279,560	357,392	397,748
介護予防居宅療養管理指導（人）	4,727	5,070	5,536
介護予防短期入所サービス計（日/年）	81,277	102,201	113,269
介護予防短期入所生活介護（日/年）	63,162	79,634	88,385
介護予防短期入所療養介護（日/年）	18,115	22,567	24,884
介護予防福祉用具貸与（千円/年）	2,883,938	3,709,267	4,026,583
介護予防福祉用具購入費（千円/年）	248,989	295,896	314,536
介護予防住宅改修費（千円/年）	1,148,321	1,350,724	1,417,616
介護予防認知症対応型通所介護（回/年）	50,424	64,530	82,955
介護予防小規模多機能型居宅介護（人）	465	678	962

介護予防サービス（居住系）量の見込み

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防認知症対応型共同生活介護（人）	252	350	421
介護予防特定施設入居者生活介護（人）	2,076	2,547	2,853

（注）平成18年度～平成20年度の数値（目標値）は、都内各保険者（区市町村）が、介護保険事業計画策定のため推計した新予防給付（介護予防サービス）量の見込みを集計したものである。

* 介護予防給付については、一部の町村においては、平成19年度又は20年度から実施されます。

第2節 成人期からの健康づくりへの支援

健康づくりは、都民一人ひとりの「自分の健康は自分で守りつくる」という自覚と実践に基づく自己管理が基本ですが、家庭、地域、職場、行政を含めた社会全体としても、こうした個人の取組を支援していくことが必要です。

都は、生涯にわたる健康づくりを社会全体で支援する仕組みを構築するとともに、人生のさまざまなステージに切れ目なく対応した施策を展開することにより、すべての都民が地域で安心して健やかに暮らすことができるように取り組んでいきます。

なお、平成17年度には、「健康寿命^注の延伸」と「主観的健康感の向上」を総合目標に設定した「東京都健康推進プラン21」（計画期間：平成13年度～平成22年度）の中間評価を実施し、平成18年度から始まる後半の5か年における重点課題として「糖尿病の予防」「がんの予防」「こころの健康づくり」を掲げ、これらの対策に積極的に取り組むこととしています。

<都民の健康寿命>

東京都では、健康を客観的に評価するための「健康寿命」について、「65歳健康寿命」を指標として用い、その延伸に向けた各種の施策を展開していきます。

都民の65歳健康寿命

男 性	女 性
80.51歳 (15.51年)	83.11歳 (18.11年)

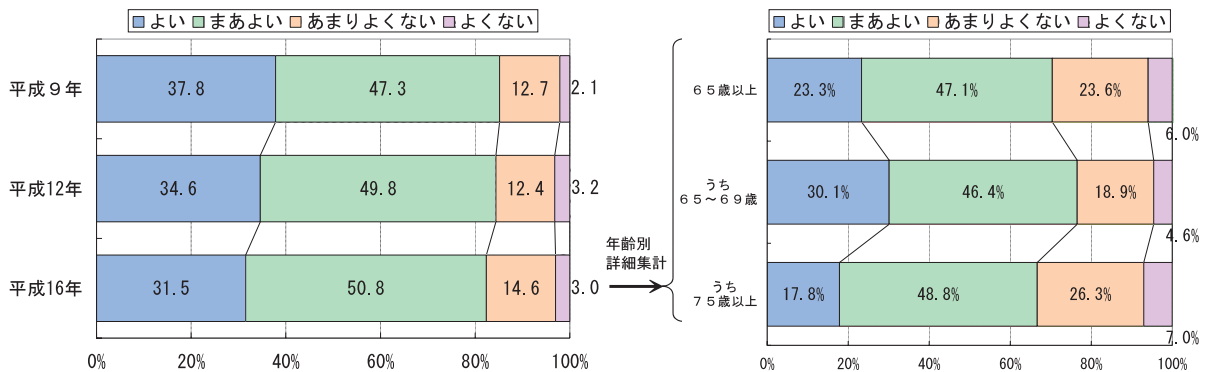
資料：東京都福祉保健局保健政策部調べ

(注1) 都内29区市町村からデータ（平成13年）を収集し、算出。

(注2) 「65歳健康寿命」とは、65歳の人が何らかの障害のため、要支援以上の要介護認定を受ける年齢を平均的に表すものをいい、65歳時の平均自立期間に65を足して年齢を表す。

(注3) () 内の数値は、65歳からの平均自立期間を示す。

<都民の主観的健康感の推移>



資料：生活文化局「健康に関する世論調査」に基づいて作成

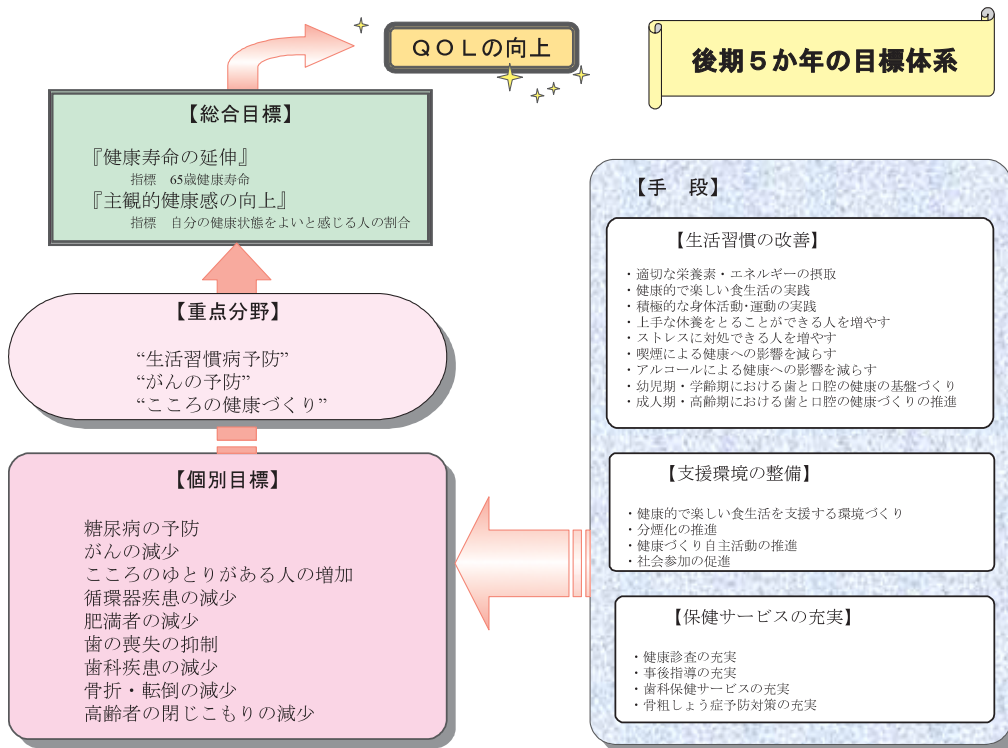
(注) 「健康寿命」

従来の平均寿命に心身の自立度を加味し、認知症や寝たきり状態ではない期間により健康状態を客観的に示す包括的指標

＜「東京都健康推進プラン21」＞

この計画は、平成13年10月に生活習慣病等の都民の健康上重要な課題に関する目標を設定し、あわせて健康づくり運動の推進方策等を示すことにより、区市町村の計画策定や、健康にかかわる関係者の取組を支援することを目的として策定しています。

平成17年度には中間評価を実施し、その結果を踏まえ見直しを行いました。



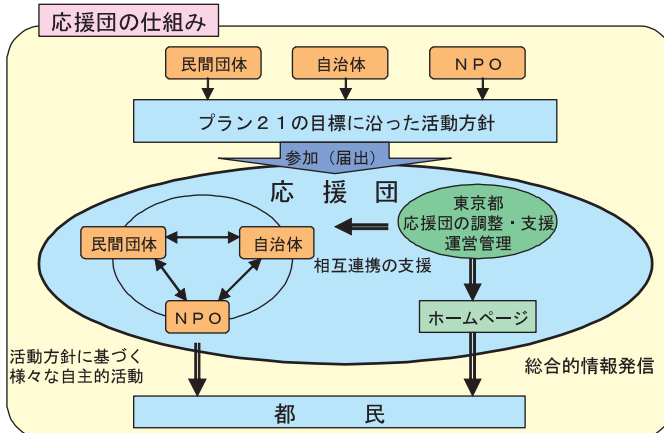
資料：東京都福祉保健局保健政策部「東京都健康推進プラン21後期5か年戦略」（平成18年3月）

＜健康づくり応援団＞

薬局、フィットネスクラブ、飲食店などの健康づくりに関係する企業、NPO法人（特定非営利活動法人）との協働のもと、「東京都健康づくり応援団」が平成18年2月に創設されました。

今後、応援団と連携しながら都民の健康づくりの取組を、広域的に普及・支援していきます。

シンボルマーク



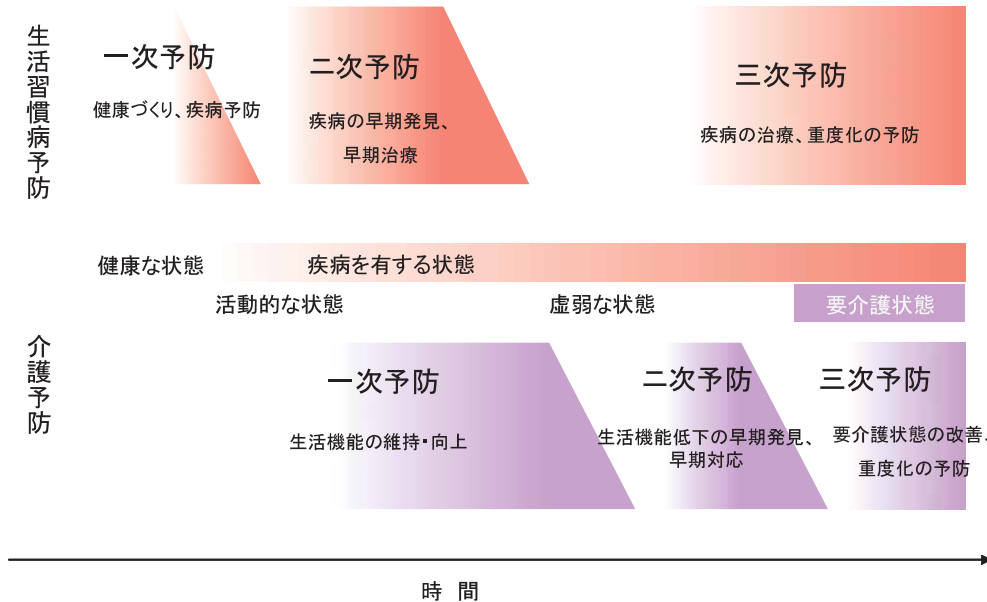
1 生活習慣病対策

近年、生活習慣病の中でも、特に心疾患、脳血管疾患などの発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、高脂血症などの有病者やその予備軍が増加しています。

生活習慣病の重症化から要介護状態になることも多いことや、適切な運動と食生活の改善を中心とした生活習慣の改善により、高血糖、高血圧、脂質代謝異常といった心疾患、脳血管疾患などの危険因子が改善することが明らかになってきたことなどから、より若年期からの「予防」への取組と、健診を通じた疾病（有病者）やそのリスク（予備軍）の「早期発見」「早期治療」は、ますます重要になっています。

都は、こうした生活習慣病予防の基本的な考え方やメタボリックシンドローム^注の概念の都民への普及を図っていくとともに、糖尿病対策とがん対策及びこころの健康づくりに重点的に取り組んでいく予定です。

<生活習慣病予防及び介護予防の「予防」の段階>



資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成

(注) 一般的なイメージであって、疾病の特性などに応じて上記の様式に該当しない場合がある。

(注) 「メタボリックシンドローム」(内臓脂肪症候群)

腹部の内臓周囲に脂肪が蓄積する内臓脂肪型肥満を共通の要素として、高血糖、血圧高値、脂質代謝異常の3項目のうち2項目以上を伴うものをメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)という。

『日本における「メタボリックシンドローム」診断基準』

内臓脂肪蓄積：ウエスト周囲が男性で85cm以上、女性で90cm以上、
に加えて、

- ① 空腹時血糖：110mg/dl未満
 - ② 血圧：収縮期(最大)130mmHg以上、かつ/または 拡張期(最小)85mmHg以上
 - ③ 中性脂肪：150mg/dl以上、かつ/または HDL コレステロール：40mg/dl未満
- の3項目のうち、2項目以上を満たす場合